

○税制上の優遇措置

【 個人としてご寄附いただいた場合 】

所得 税	
対象	アイメイト協会の事業に対するご寄附
控除方法	所得控除または税額控除※ ※より有利な方を選択可能です。
計算方法	(1) 所得控除 税額控除対象寄附金(※1)－2,000円＝控除対象額(所得額から控除される金額) ※1 アイメイト協会含む税額控除対象法人等への寄附金額。 ただし、総所得金額等の40%以上を寄附した場合は、総所得金額等の40%にあたる金額が限度となります。 (2) 税額控除 [税額控除対象寄附金(※1)－2,000円] ×40%＝控除対象額(※2) ※1 アイメイト協会含む税額控除対象法人等への寄附金額。 ただし、総所得金額等の40%以上を寄附した場合は、総所得金額等の40%にあたる金額が限度となります。 ※2 所得税額から控除される金額。税額控除を選択した場合、控除対象額は所得税額の25%にあたる金額が限度となります。
個人 住 民 税	
対象	お住まいの自治体の条例にて、アイメイト協会が税額控除対象法人に指定(※)されている場合 ※お住まいの自治体の課税課等にご確認ください。
控除方法	税額控除
計算方法	[税額控除対象寄附金(※1)－2,000円] ×最大10%(※2)＝控除対象額(住民税額から控除される金額) ※1 アイメイト協会含む税額控除対象法人等への寄附金額。 ただし、総所得金額等の30%が限度となります。 ※2 アイメイト協会が、お住まいの都道府県・市区町村の両方で税額控除対象法人に指定されている場合は10%となります。 お住まいの自治体の課税課等にてご確認ください。
相 続 税	
対象	相続または遺贈にて取得した財産のうち、アイメイト協会の事業に対するご寄附
控除方法	財産の総額から、ご寄附分が控除(非課税)されます。

【 法人としてご寄附いただいた場合 】

法 人 税	
対象	アイメイト協会の事業に対するご寄附
控除方法	通常の寄附金の損金算入限度額とは別枠で、特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入限度額が損金に算入されます。
計算方法	○一般の寄附金の損金算入限度額 $\left(\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当数月数}}{12} \times \frac{2.5}{1000} + \text{所得の金額} \times \frac{2.5}{100} \right) \times \frac{1}{4}$ ○特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入限度額 $\left(\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当数月数}}{12} \times \frac{3.75}{1000} + \text{所得の金額} \times \frac{6.25}{100} \right) \times \frac{1}{2}$ 損金算入限度額は、法人の資本や所得の金額によって異なります。ご注意ください。

より詳しくお調べになりたい方は、お近くの税務署・税務相談室または税理士にご確認ください。

公益財団法人アイメイト協会

参考(2021年7月30日閲覧)

国税庁「寄附金を支出したとき」：https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/O4_3.htm

総務省「ふるさと納税以外の寄附金税制」：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/79172_2_kojin.html